防 衛 省 仕 様 書 改 正 票　　　　　Ｄ Ｓ Ｐ
Ｋ 1003D（1）

除染剤，4号

制定　昭和47年 4月13日
改正　令和 4年 3月11日

（DECONTAMINATING　AGENT）

この改正票は，DSP Ｋ 1003D（除染剤，4号）についてのものであり，DSP Ｋ 1003Dと併用される。

2.4　製品の表示　を次のように改める。

製品の表示は，A液及びB液について，次の**図1**に示す表示を容器の中央に接着する。

4.2　包装　を次のように改める。

包装は、容器3本（A液2本，B液1本）を1こん包とし，ＪＩＳ　Ｚ　１５０６の両面段ボール箱1種，内側寸法，長さ24㎝，幅8㎝，高さ16．5㎝に収納する。箱の封かんには，上下面とも紙又は布粘着テープでH形に貼り付ける。

防衛省仕様書

DSP
K 1003D

制定 昭和47. 4. 13
改正 平成22. 5. 18

除染剤，4号

(DECONTAMINATING AGENT)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，除染剤，4号(以下，除染剤という。)について規定する。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は，表１による。

表１－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
除染剤，4号	6850－105－3397－5

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

ＪＩＳ Ｋ ００６１	化学製品の密度及び比重測定方法
ＪＩＳ Ｋ ００６６	化学製品の蒸留試験方法
ＪＩＳ Ｋ ００６８	化学製品の水分測定方法
ＪＩＳ Ｋ ８００１	試薬試験方法通則
ＪＩＳ Ｋ ８５７６	水酸化ナトリウム(試薬)
ＪＩＳ Ｋ ８８９５	2－メトキシエタノール(試薬)
ＪＩＳ Ｚ １５０６	外装用段ボール箱
ＪＩＳ Ｚ １７０３	ポリエチレンびん
ＮＤＳ Ｚ ０００１	包装の総則

b) 法令等

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)

2 製品に関する要求

2.1 構成・成分比

この除染剤は，ジエチレントリアミン(以下，A液という。)及びＪＩＳ Ｋ ８８９５の2－メトキシエタノールとＪＩＳ Ｋ ８５７６の水酸化ナトリウムの混合液(以下，B液という。)からなり，両液の一回に使用する質量は，1 460 g±50 g，構成比及び成分比は，表２による。

表２－構成比・成分比

薬品名	構成比（質量比）	成分比（質量比）	構成
ジエチレントリアミン	70	－	A液
2－メトキシエタノール	30	93	B液
水酸化ナトリウム		7	

2.2　性能

性能は，**表3**による。

表３－性能

項目	構成	
	A液	B液
外観	懸濁物がなく透明なこと。	未溶解固形物がないこと。
水分　　%	0．5以下	－
密度　　g/cm³	0．950～0．958	－
沸点　　℃	185．0～210．0	－
210 ℃以下の留分　　%	93．0以上	－
比粘度	－	3．0～5．0
アルカリ滴定値　　ml	－	2．9～3．9

2.3　品質

品質は，次による。

a)　2－メトキシエタノールは，ＪＩＳ Ｋ ８８９５による。

b)　水酸化ナトリウムは，ＪＩＳ Ｋ ８５７６による。

2.4　製品の表示

製品の表示は，A液及びB液について，次の**図１**に示す表示を容器の中央に接着するものとする。

単位　mm

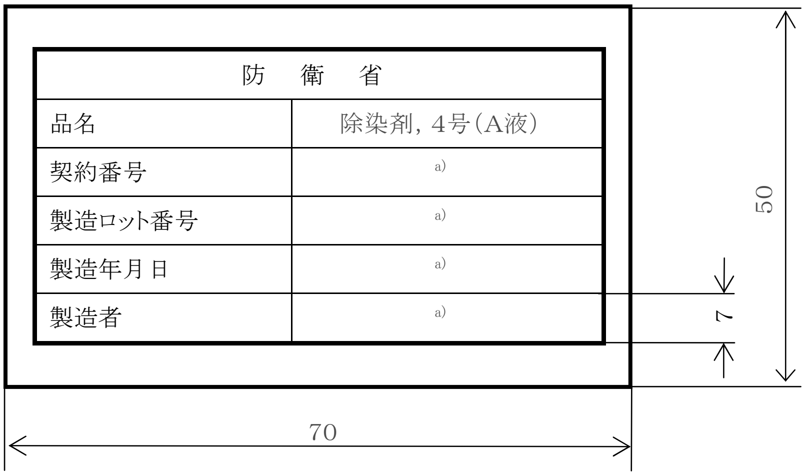

注記 1　寸法は，標準値を示す。

注記 2　品名は，A液の例を示す。

注 a)　該当する事項を記入する。

図 1－製品の表示

3 品質保証

3.1 検査

検査の項目，試験方法及び判定基準は，**付表 1** による。

3.2 ロット

同一製造所において，同一原料を用い，同一条件で製造されたものを1ロットとする。

4 出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

4.1 容器

A液及びB液の容器は，ＪＩＳ Ｚ １７０３の2種500 ml とし，B液を入れる容器には，毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の表示をする。

4.2 包装

包装は，容器3本（A液2本，B液1本）を1こん包とし，ＪＩＳ Ｚ １５０６の両面段ボール箱1種，内側寸法，長さ24 cm，幅8 cm，高さ16．5 cmに収納するものとする。箱の封かんには，上下面とも紙又は布粘着テープでH形にはり付けるものとする。

4.3 外装の表示

表示は，ＮＤＳ Ｚ ０００１による。ただし，陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。また，表示位置は，長側面の両側に行い，表示項目は，次のとおりとする。

a)　物品番号

b)　品名

c)　質量

d)　容積

e)　製造ロット番号

f)　製造者名

g)　製造年月

h)　毒物又は劇物の表示

付表 1－検査

<table>
<tr><th colspan="2">検査の項目</th><th>試験方法</th><th>判定基準</th></tr>
<tr><td colspan="2">質量及び構成比</td><td>－</td><td rowspan="2">2.1 の規定に適合するものを合格とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">成分比</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="7">性
能</td><td>外観</td><td>ＪＩＳ Ｋ ８００１の外観による。</td><td rowspan="7">2.2 の規定に適合するものを合格とする。</td></tr>
<tr><td>水分 a) %</td><td>ＪＩＳ Ｋ ００６８の直接滴定による。</td></tr>
<tr><td>密度 g/cm³</td><td>ＪＩＳ Ｋ ００６１の浮ひょう法による。</td></tr>
<tr><td>沸点 ℃</td><td rowspan="2">ＪＩＳ Ｋ ００６６のB法による。</td></tr>
<tr><td>210 ℃以下の留分 %</td></tr>
<tr><td>比粘度</td><td>オストワルド粘度計を使用し，30 ℃において流下時間を測定し，次の式により，比粘度を求める。
比粘度 $ysp = \frac{y - y.}{y.}$
y :B液の流下時間
y.:2－メトキシエタノールの流下時間</td></tr>
<tr><td>アルカリ滴定値 ml</td><td>試料2 gをとり，蒸留水50 ml で希釈し，フェノールフタレインを指示薬とし，1規定の塩酸で滴定し，そのとき要した塩酸の容積(ml)を測定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">品質</td><td>－</td><td>2.3 の規定に適合するものを合格とする。</td></tr>
<tr><td colspan="4">注 a) 試料は，5 g(約5 ml)とする。</td></tr>
</table>